交渉結果説明書	
件名	2022年賃金確定等要求書
提案日	令和4年10月28日
提案の概要	・職員の生活を守るため、月例給の水準を引き上げること。 ・職員の生活を守るため、一時金の支給月数を引き上げること。 ・再任用職員の一時金を引き上げること。 ・会計年度任用職員の一時金(期末手当)を引き上げること。
交渉日	労使の別 主張の要旨
R4.11.4 R4.11.18 R5.1.5 R5.1.13 R5.1.18 R5.3.28	・令和4年千葉県人事委員会勧告に準じ、 民間との間に差があること等を踏まえ、 期末手当の支給月数の引上げのため、令 和4年流山市議会第4回定例会に「流山 市職員の給与に関する条例の一部 する条例案等」を上程したい。 ・令和4年12月期の勤勉手当の支給月数 を0.1月引き上げ、令和5年度以降は 6月期と12月期の勤勉手当の支給月数 が均等になるようにしたい。 ・令和3年千葉県人事委員会勧告に準じ、 55歳を超える職員の昇給停止につい て、令和5年流山市議会第1回定例会に 「流山市職員の給与に関する条例の一部 を改正する条例案」を上程したい。
	・2022年千葉県人事委員会勧告での民職員団体側

- ・勤勉手当の引上げ区分を上位成績区分に 配分しないこと。
- ・55歳を超える職員の昇給抑制を解除 し、定年までの昇給が可能となるように すること。

## 交渉結果(合意内容)

- 1 流山市一般職職員の給与改定について
- (1) 令和4年千葉県人事委員会の勧告を受け、令和4年4月1日から給料表を改定(給料月額平均0.4%引上げ)するため、令和4年第4回定例会に流山市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案等を上程する。

可決後は、年度内に差額支給をする。

- (2) 令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.95月から1.05月に引き上げ、年度内に差額支給をする(年間期末・勤勉手当支給月数4.3月から4.4月)。また、令和5年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ2.2月とする。
- (3) 再任用職員については、令和4年12月期の勤勉手当の支給月数を0.45月から0.5月に引き上げ、年度内に差額支給をする(年間期末・勤勉手当支給月数2.25月から2.3月)。また、令和5年度以降の6月期、12月期の期末・勤勉手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.15月とする。
- 2 流山市会計年度任用職員の給与改定について

会計年度任用職員については、令和4年12月期の期末手当の支給月数を1.2月から1.3月に引き上げ支給をする(年間期末手当支給月数2.4月から2.5月)。また、令和5年度以降の6月期、12月期の期末手当の支給月数が均等になるよう、それぞれ1.25月とする。

3 55歳を超える職員の昇給停止について

55歳を超える職員の昇給制度について、平成26年度から原則として昇給停止とし、当分の間の措置として標準の成績であっても1号給昇給できることとしているが、当該措置を令和5年4月1日から廃止する。